

令和8年3月30日

第2回臨時会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
議案第 1 号	厚真町介護保険条例の一部改正について
議案第 2 号	奥地林道幌内高丘線災害復旧工事請負契約の締結について
議案第 3 号	令和 7 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 7 号）について
報告第 1 号	専決処分（浜厚真地区津波避難施設建設工事請負契約の変更）の報告について

議案第 1 号

厚真町介護保険条例の一部改正について

厚真町介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 8 年 3 月 3 0 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町介護保険条例の一部を改正する条例

厚真町介護保険条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第10条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本町に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本町に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項(第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項(第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該合

計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

- 第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当す

る者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本町に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本町に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下このウ及び次号ウにおいて「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のア

からウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、厚真町税条例（昭和29年条例第10号）第24条第2項に規定する金額から令和7年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、厚真町税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、厚真町税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（令和8年度の保険料の減額の特例）

第12条 町長は、令和8年度における保険料の額の算定に当たり、町長が必要と認めた者については、職権により保険料を減額することができる。

附 則

この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第 2 号

奥地林道幌内高丘線災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和 8 年 3 月 3 0 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

- 1 契約の目的 奥地林道幌内高丘線災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 71,830,000円
- 4 契約の相手方 山岡・曾我經常建設共同企業体
代表者 勇払郡厚真町字共栄101番地の6
株式会社山岡建設工業
代表取締役 小林 めぐみ
構成員 勇払郡厚真町字上厚真282番地3
株式会社曾我造園
代表取締役 曾我 清貴

議案第3号

令和7年度厚真町一般会計補正予算（第17号）

令和7年度厚真町の一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,591,033千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

令和8年3月30日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	1,799,244	78,165	1,877,409
	2 国庫補助金	1,540,162	78,165	1,618,327
15	道支出金	900,223	8,791	909,014
	2 道補助金	765,191	8,791	773,982
17	寄附金	844,564	500	845,064
	1 寄附金	844,564	500	845,064
18	繰入金	2,731,160	△41,783	2,689,377
	1 基金繰入金	2,724,219	△41,783	2,682,436
21	町債	3,215,900	56,300	3,272,200
	1 町債	3,215,900	56,300	3,272,200
	歳 入 合 計	15,489,060	101,973	15,591,033

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	1,895,480	0	1,895,480
	1 総務管理費	1,825,273	0	1,825,273
6	農林水産業費	4,219,056	132,973	4,352,029
	2 林業費	380,590	132,973	513,563
8	土木費	2,596,427	△31,000	2,565,427
	2 道路橋梁費	810,123	0	810,123
	5 都市計画費	1,047,733	△31,000	1,016,733
	歳 出 合 計	15,489,060	101,973	15,591,033

第2表 繰越明許費補正

(追加分)

単位：千円

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	2 林業費	環境保全林整備事業	132,973

(変更分)

単位：千円

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農地防災減災対策支援事業	936	補正前に同じ	2,600
9 消防費	1 消防費	津波防災地域づくり事業	496,972	補正前に同じ	534,084

第3表 地方債補正

(追加分)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
環境保全林整備事業	56,300	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の条件による。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借り換えることができる。

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 農林水産業費補助金	千円 6,253	千円 62,635	千円 68,888
6 土木費補助金	746,533	15,530	762,063
計	1,540,162	78,165	1,618,327

1 5 款 道支出金

2 項 道補助金

4 農林水産業費補助金	528,236	8,791	537,027
計	765,191	8,791	773,982

1 7 款 寄附金

1 項 寄附金

2 総務費寄附金	843,500	500	844,000
計	844,564	500	845,064

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

4 復旧・復興基金繰入金	214,970	△31,000	183,970
17 財政調整基金繰入金	334,751	△10,783	323,968
計	2,724,219	△41,783	2,682,436

節		説	明
区 分	金 額		
2 林業費補助金	千円 62,635	地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金） クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	千円 62,062 573
1 道路橋梁費補助金	15,530	市町村道除雪事業費補助金	15,530

2 林業費補助金	8,791	ゼロカーボン・モビリティ導入支援補助金	8,791

1 頑張る「ふるさと厚真」応援寄附金	500	頑張る「ふるさと厚真」応援寄附金（企業版ふるさと納税）	500

1 復旧・復興基金繰入金	△31,000	復旧・復興基金繰入金	△31,000
1 財政調整基金繰入金	△10,783	財政調整基金繰入金	△10,783

14款 国庫支出金 15款 道支出金 17款 寄附金 18款 繰入金

21款 町債

1項 町債

目	補正前の額	補正額	計
2 農林水産業債	千円 1,693,200	千円 56,300	千円 1,749,500
計	3,215,900	56,300	3,272,200

節		説	明
区 分	金 額		
2 林業債	千円 56,300	環境保全林整備事業	千円 56,300

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
10 地方創生推進費	千円 226,147	千円 0	千円 226,147	千円	千円	千円 500 寄附金 500	千円 △500
計	1,825,273	0	1,825,273	0	0	500	△500

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

2 町有林費	82,381	132,973	215,354	71,426 国庫支出金 62,635 道支出金 8,791	56,300 町債 56,300		5,247
計	380,590	132,973	513,563	71,426	56,300	0	5,247

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

1 道路維持費	143,112	0	143,112	15,530 国庫支出金 15,530			△15,530
計	810,123	0	810,123	15,530	0	0	△15,530

8 款 土木費

5 項 都市計画費

3 宅地整備費	649,010	△31,000	618,010			△31,000 繰入金 △31,000	
---------	---------	---------	---------	--	--	---------------------------	--

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	財源更正 千円

12 委託料	7,766	1080 環境保全林整備事業 132,973
		工事監理委託料 5,566
14 工事請負費	121,924	環境保全林活用委託料 2,200
		施設整備工事 121,924
17 備品購入費	3,283	公用車購入 3,283

		財源更正

12 委託料	△10,000	1166 宅地耐震化推進事業（胆振東部地震） △31,000
		宅地耐震化推進事業調査設計委託料 △10,000
16 公有財産購入費	△16,000	用地購入費 △16,000

2款 総務費 6款 農林水産業費 8款 土木費

8款 土木費
5項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,047,733	△31,000	1,016,733	0	0	△31,000	0

節		説	明
区 分	金 額		
21 補償補填及び 賠償金	千円 △5,000	その他補償費	千円 △5,000

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年3月30日提出

厚真町長 宮坂尚市朗

専決処分書

浜厚真地区津波避難施設建設工事請負契約の変更について

浜厚真地区津波避難施設建設工事請負契約（令和7年10月20日第6回臨時会議案第2号により議決）について、工事施工中設計変更の必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり工事請負契約の変更について専決処分する。

記

契約金額「601,480,000円」を「606,397,000円」に改める。

令和8年3月25日専決処分

厚真町長 宮坂尚市朗